

第32回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和5年8月4日（金）午後1時30分～午後3時00分

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

岡部あゆみ、佐々木文子、左治木敦子、佐藤裕之、佐藤涼子、柴田雅司、富田大、富谷治亮、藤原健一、見米正、渡辺政道

（説明者）

作原民事部総括裁判官、太田裁判官、川島裁判官、和田主任書記官、小野寺書記官

（事務局）

熊谷事務局長、高林民事首席書記官、泉総務課長、佐々木民事訟廷管理官

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長・新任委員挨拶

（3）委員長選出

委員長として見米委員が選出された。なお、選出結果に異議は述べないが、裁判所の所長が委員長に選出され、諮問する側と受ける側の代表が同一人となる状態に問題がないとは言えず、委員会として将来的にこの点の解消に向けた検討を行うべきであるとの意見が出された。

（4）前回の委員会後の、同委員会のテーマである「裁判員裁判の現状と課題について」に関する取組状況について説明

（5）協議

議題「裁判所におけるデジタル化について」

ア デジタル化に向けた取組状況

イ mints（ミンツ）の概要説明

ウ ウェブ会議を用いた和解期日（模擬）の実演

エ 意見交換

別紙のとおり

5 次回開催時期及び次回議題

令和6年1月又は2月頃に開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□は説明者)

- ◎ 裁判所からの説明に対するご質問等があればうかがいたい。
- ウェブ会議の実演において、双方の弁護士事務所内の状況を、カメラを回して画面に映し出し確認されていたが、傍聴者の有無等の確認も行っていたということか。
- 今回は和解期日の想定で実演を行ったが、和解手続は非公開であり、関係者以外の者が同席していないことを確認した。
- 非公開の状況を確認するのであればなおさら、カメラを回すだけではなく、より慎重な確認方法をとる必要があるのではないか。
- 今後、ウェブ会議による口頭弁論が実施された場合には、非公開手続とは異なる観点で接続先の状況確認をする必要があると考えている。今回の実演においては、代理人弁護士との信頼関係が構築されていることを踏まえた確認方法をとったものである。
- **mints** に関して、秋田県内の弁護士75名のうち34名がユーザ登録をされたとの説明があったが、利用者が伸びていない印象を受けた。その理由は何か。
- 秋田県内で **mints** が利用可能となったのは本年6月からであり、現在はまだ、その利用対象庁が秋田地裁本庁民事部のみに限定されている。今後、管内支部にも**mints** の利用範囲が拡大していくこととなっており、それに合わせて裁判所から導入説明会を開催させていただくなどして、協力をお願いしたいと考えている。
- 大学でオンライン授業を行ったり、他の教員から実情を聞く中で、どこからでもアクセスが可能となり、例えば車の中で授業を受けることができる状況となったことを実感している。また、グリーンバックを使用したり、背景画像を加工処理することも可能であるため、裁判所でウェブ会議を行うにあたっては、

発信場所の特定が重要であると考えている。また、裁判所は機密性の高い情報を扱うことから、レコーディングの防止についての対策も気になるところである。

◎ 発信場所の特定が重要であるとのことをご意見をいただいたが、ウェブ会議ではどのような確認方法をとっているのか。

□ ウェブ会議の参加者は、会議開始前に裁判所が登録を行うため、関係のない者が独自に会議に接続することはできない。ただし、付与されたアカウントさえ持っていれば、どのような場所からでも接続可能であることはご意見のとおりであり、本日の実演でも、ウェブ会議の開始冒頭、接続先を、代理人の口頭説明等による音声と、カメラ撮影による画像で確認している。ただし、将来的に現状の確認方法で足りるのか等については、検討を続けてゆきたい。

○ mints に関し、アップロードやダウンロードはPDFファイルが対象となるとの説明があったが、過渡期でありやむを得ないと思うものの、紙ベースによる取扱いから抜け出せていないように感じられた。

現在、ビジネスにおいては、データを紙に印刷するのではなく、ディスプレイ上でデータそのものとして扱うし、紙ベースのままディスプレイに表示するとかえって読みにくく、見えづらいこともある。PDFファイルに変換せず、作成したデータそのものでのアップロードなどを行うのが本当の意味のデジタル化だと思うが、それが実現する見通しはあるか。

□ 現状、mints は、アップロードされたPDFファイルを印刷し、紙媒体により事件記録を構成することを前提とした仕様となっている。

また、フェーズ3の運用が始まると、オンライン申立てや、訴状を含む全ての書面の電子提出が可能となり、データそのものを事件情報として管理することとなるが、その場合にどのようなデータ形式で保存等を行うこととなるのかについて、確定的な情報は持っていない。

紙媒体への出力を必ずしも前提としない形式のデータそのものをアップロ

ードすることが当然になる時期がいつ到来するかについては見通せない。もっとも、例えば判決文については、当事者や後の強制執行手続の担当者等に、一義的かつ一覧性をもって裁判結果を伝えるため、紙媒体にも出力可能な形式のデータを用い続けるとしても、一定の合理性があると思われる。

○ 私は弁護士として、IT化が進むことにより、弁護士も裁判所も利便性の向上や作業時間の短縮といった恩恵を受けられることは理解しているが、これらと別に、当事者にとってどのようなメリットがあるのかは重要であるし、裁判所から県民の皆様に対する、司法がこのような良い方向に進んでいくのだというメッセージをお聞かせ願いたい。

□ 裁判手続の利用者たる当事者において、期日への出頭にかかる時間や費用がなくなり、それを前提に期日を調整できるなど、裁判手続にかけるコストが低減されることは大きなメリットであると考えている。また、判決書等の事件情報がデータで管理されることにより、将来的にはアーカイブ化されることも考え得る。

さらに、本日の実演の中で、主張整理一覧表の共同編集を見ていただいたが、紙媒体により固定化された情報を基に議論をするのではなく、ウェブ会議に参加した誰もがリアルタイムで情報を修正していくことのできる環境は、当事者と裁判所が円滑な情報共有を行うにあたり有益であると考えている。

□ 今回は和解期日の実演をご覧いただいたが、Teams は、期日と期日の間の、裁判所及び双方代理人の三者の連絡調整に非常に有用である。これまではファクシミリで問い合わせをするなどしていたが、時間がかかり、お互いの考えが正確に伝わっているか疑問を持つこともあり、ストレスを感じることもあった。Teams は、パソコン上で起動させればいつでも閲覧できるし、三者で同じ情報を共有できる。非常に意思疎通がしやすくなり、効率的に期日に向けた準備を進めることができるようになった。

○ 民事裁判における争点整理手続等が効率化されたのは理解している。一方で、将来、民事訴訟手続における証人尋問や、破産手続における債権者集会等も含め、これまで裁判所内で行われていた手続がウェブ会議により行われることにより、関係者が裁判所に出向く機会が減っていくのかもしれない。私が代理人となった裁判で、子供さんに関わる事案であったが、親御さんが毎回、必ず裁判所に出向いておられた。その理由について尋ねると、裁判官に目で訴えたいとのことであった。このような当事者の声があることも知っておいていただきたい。

○ 本日は民事訴訟手続に関して詳しく説明していただいたが、今後、刑事手続も同様の方向に向かうのかについて関心がある。

また、社会的に注目された重大事件の記録が廃棄されたことについて、大切な記録がなぜ廃棄されたのかいまだに明らかにされていないが、時間の経過により忘れられてしまってよい事柄ではなく、今後の事件記録の保存開始時の工夫や、保管のプロセスに関してどのような検討がなされ、デジタルツールの導入も含め、大切な記録の保管方法がどのような方向に向かうのかなどについて、お答えいただきたい。

□ 現在、法制審議会において、刑事手続におけるデジタル化に関し、法案提出に向けた議論を重ねている。

先程の説明において、民事訴訟におけるIT化の基本概念として「3つのe」との説明があったが、刑事手続においても、「e提出」、つまり書面提出のデジタル化と、「e管理」、事件管理のデジタル化は実施する方向での検討がされているが、「e法廷」、事件当事者が法廷に出席しないで刑事裁判を行うことは想定していないと聞いている。

事件記録の取扱いに関しては、全てデータ化する方向で検討が進められており、起訴状や証拠書類の作成及び提出、被告人側への証拠の開示等、全てデータのやりとりで行うこととなる。また、証拠がデジタル化されることによ

り、証拠調べの方法もそれに沿ったものによって変わってゆくが、裁判の関係者にも傍聴人にも、より分かりやすい訴訟運営となるよう努めてゆきたい。

デジタル化が実現した後の事件記録はデータで保存され、紙媒体でのそれよりも非常に保管が容易となり、正確な管理が可能となるが、例えば、デジタル化が実現する前に既に保存が始まっている紙媒体の事件記録をどのように保管するかなど、これからの検討に委ねられる部分もある。今後も、適正な記録の保管が維持されるよう工夫を重ねてゆきたい。

- 検察官の立場から刑事手続のデジタル化について述べると、検察庁における事件受理や事件処理のみが対象となるわけではなく、その前段階の捜査手続についても、証拠がデジタル化されることを前提とした手法によって変わってゆくこととなり、紙媒体からの移行期には、多くの関係機関において少なからず戸惑いが生ずるものと想像している。ただし、デジタル化の流れは、国民への分かりやすい司法サービスの提供に寄与するものであり、柔軟に思考を切り替えるなどしてデジタル化の実現に努めたいと考えている。
- 先程、当事者や県民に対するIT化のメリットについてご質問があったが、裁判の当事者において、自分の目で裁判の経緯を見守りたいという気持ちを持ちながら、裁判所に出向くこと自体に精神的負担を感じる場合もあると思われる。そのような方に、弁護士事務所にてウェブ会議を用いて裁判に参加できるという選択肢があることは、とても有益であると感じられた。
- ウェブ会議の実演を見たことは、とても貴重な体験であった。私自身、裁判手続ではないが、通信が途絶えてウェブ会議が中断した経験があり、本日の実演がスムーズに進められたことを驚くとともに、準備も大変なのではないかと想像しながら見させていただいた。

ところで、私は、カウンセリングで患者と対面するにあたり、Zoomを用いることがあるが、直接対面する方が、佇まい、雰囲気、空気感といった、非言語の部分において心に響くことがある。Zoomの便利さも分かるが、対

面の良さもなくしたくないと考えている。

- 訴訟手続がデジタル化されることにより、時間的な負担が緩和されることはよく理解できた。ただ、私の、保護司として人と寄り添う立場からは、裁判所の、人が人を裁くという役割を考えたときに、ニュアンスや、人と人の息が感じられる状況も大事なのではないかと感じたところもある。